

感染症による出席停止の取り扱いについて

本校では、以下の感染性疾患について学校保健法施行規則に基づき「出席停止」といたしますのでお知らせいたします。

疾患名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発しんが消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	排菌がなく、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

その他の感染性疾患※においても、学校で深刻な流行が起こった場合に限り出席停止の措置をとる場合があります。校医の意見を聞いて、学校長により決定されますのでご承知おきください。

※代表的なものとして、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症)、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、流行性角結膜炎などがあります。

- 登校可能になったら医師に「登校許可証」に記入してもらい登校してください。
- 医師による連絡簿の記入も、登校許可証の代わりとなります。その際は必ず、以下の事項を記入してもらってください。

- | |
|----------|
| ① 疾患名 |
| ② 出席停止期間 |
| ③ 医師の署名 |

登校許可証

中等科・高等科 年 組 番 氏名 _____

上記の者は、 _____ が軽快し、かつ学校保健法の基準により感染症の予防上支障がないと認めたので、登校を許可します。

出席停止期間
年 月 日 ~ 年 月 日
年 月 日

医療機関名

住 所

医 師 名

印

香蘭女学校中等科・高等科校長殿

登校許可証

中等科・高等科 年 組 番 氏名 _____

上記の者は、 _____ が軽快し、かつ学校保健法の基準により感染症の予防上支障がないと認めたので、登校を許可します。

出席停止期間
年 月 日 ~ 年 月 日
年 月 日

医療機関名

住 所

医 師 名

印

香蘭女学校中等科・高等科校長殿